

## 仕様書

### 1. 件名

令和 8 年度健康診断等業務委託

### 2. 目的

本仕様書は、労働安全衛生法等に基づいて量子科学技術研究開発機構(以下「QST」という)高崎量子技術基盤研究所が実施する一般健康診断、特殊健康診断、行政指導通達における健康診断及び生活習慣病検診について、受注者に委託するための仕様について定めたものである。

### 3. 受注条件

- (1)公益社団法人全国労働衛生団体連合会(以下「全衛連」という。)が実施する労働衛生サービス機能評価事業の認定を受けていること。
- (2)全衛連が実施する総合精度管理事業において精度管理調査評価結果「B」以上を取得していること。

### 4. 実施場所

群馬県高崎市綿貫町 1233 量子科学技術研究開発機構 高崎量子技術基盤研究所  
受注者が指定する健診施設

### 5. 実施期間

令和 8 年4月1日から令和 9 年3月 31 日まで

※上期(7 月~8 月)に 1 回、下期(1 月~2 月)に 1 回それぞれ実施することを前提に、詳細な日時については別途協議をして決定するものとする。

### 6. 実施対象者及び予定人数(別紙 1, 2, 3 参照)

高崎量子技術基盤研究所に勤務する職員等:約 200 名

※高崎量子技術基盤研究所を主務とする、勤務地が高崎地区以外の職員等を含む。

### 7. 業務内容(法令改正があった場合は、法令どおりの項目とすること)

#### (1)一般健康診断

① QST 統一項目定期健康診断(上期)、特定業務従事者健康診断(上期・下期)を実施。同時期に実施する共通の検査項目は一方を代用とする。特定業務従事者健診診断対象者(上期)はH)e), I)尿潜血 K), L)を省略し、(下期)は F), H)e, K), L)を省略する。

- A) 診察・調査(既往歴及び業務歴等)
- B) 身長・体重・BMI
- C) 腹囲測定
- D) 視力測定(片眼ずつ・5m)
- E) 聴力検査(オージオメーター1000Hz 30d/4000HZ 40d)

- F) 胸部レントゲン検査(直接撮影)
  - G) 血圧測定
  - H) 血液検査
    - a. 血液一般検査(赤血球数, 血色素量, ヘマトクリット値, 白血球数, 血小板数)
    - b. 肝機能検査(AST, ALT,  $\gamma$ -GTP)
    - c. 血中脂質検査(LDL コリステロール, HDL コリステロール, 血清トリグリセリド, 総コレステロール)
    - d. 糖尿病検査(HbA1c, 血糖)
    - e. 腎機能(尿素窒素, クレアチニン, 尿酸, eGFR,)
  - I) 尿検査(蛋白, 糖, 尿潜血)
  - J) 心電図
  - K) 眼底検査(無散瞳カメラ・両眼)
  - L) 腹部超音波検査(肝臓, 胆のう, 膵臓, 脾臓, 腎臓)
- ② 雇入時健康診断(上期・下期)
- A) 診察・調査(既往歴及び業務歴等)
  - B) 身長・体重・BMI
  - C) 腹囲測定
  - D) 視力測定(5m)
  - E) 聴力検査(オージオメーター1000Hz 及び 4000Hz/30d)
  - F) 胸部レントゲン検査(直接撮影)
  - G) 血圧測定
  - H) 血液検査
    - a. 血液一般検査(赤血球数、血色素量)
    - b. 肝機能検査(AST, ALT,  $\gamma$ -GTP)
    - c. 血中脂質検査(LDL コリステロール, HDL コリステロール, 血清トリグリセリド)
    - d. 糖尿病検査(HbA1c)
  - I) 尿検査(蛋白, 糖)
  - J) 心電図

## (2) 特殊健康診断

※同時期に実施する共通の検査項目は一方を代用する。

① 電離放射線健康診断(上期・下期)

- A) 診察・問診(被ばく歴調査等、自他覚症状の有無、白内障に関する目の検査、皮膚の検査)
- B) 血液検査(白血球・白血球百分率、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)

② 特定化学物質健康診断(上期・下期)

- A) 診察・問診(業務歴、既往歴、自他覚症状の調査、取扱い物質に応じた診察)

- B) 作業条件の簡易な調査

<※以下、C)～H)は取扱い物質により異なる。>

- C) 尿検査(潜血)

- D) 尿中代謝物検査

E) 血液検査

- a. 血液一般(赤血球系)
- b. 血液一般検査(白血球数)
- c. 血液一般検査(白血球分画)
- d. 血液一般検査(血清インジウム、KL-6)
- e. 血液一般検査(血中カドミウム)
- f. 肝機能検査(AST, ALT,  $\gamma$ -GTP, ALP, 総ビリルビン)

F) 握力検査

G) 酸蝕歯科健診(上期・下期)

H) その他

③ 有機溶剤健康診断(上期・下期)

- A) 診察・問診(業務歴調査、既往歴、自他覚症状の調査、取扱い物質に応じた診察)
- B) 作業条件の簡易な調査  
<※以下、C)～F)は取扱い物質により異なる。>
- C) 尿中代謝物検査
- D) 肝機能検査(AST, ALT,  $\gamma$ -GTP, ALP, 総ビリルビン)
- E) 眼底検査(無散瞳カメラ・両眼)
- F) その他

(3) 指導勧奨による特殊健康診断

※同時期に実施する共通の検査項目は一方を代用とする。

① 情報機器作業健康診断(上期)

- ※QST が提出した名簿に基づき実施すること。A), B)は必ず実施、C), D)は医師が必要と判断した時に実施すること。
- A) 問診(問診票による業務歴、既往歴、自覚症状の有無等の調査)
  - B) 視力測定(両眼・5m、50 cm)
  - C) 眼位
  - D) 筋骨格系に関する検査(上肢の運動機能、圧痛点等の検査)

② レーザー機器業務健康診断(上期)

※QST が提出した名簿に基づき実施すること。

- A) 視力測定(片眼ずつ・5m、50 cm)
- B) 前眼部検査(角膜・水晶体)
- C) 眼底検査(無散瞳カメラ・両眼)

(4) 生活習慣病検診(上期・下期)

※37歳以下を対象とし同時期に実施する共通の検査項目は一方を代用とする。

① 身長、体重、BMI

② 腹囲測定

③ 血圧測定

④ 尿検査(蛋白、糖、潜血)

⑤ 血液検査

- A) 血液一般検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、白血球数、血小板数)

- B) 肝機能検査(AST, ALT,  $\gamma$ -GTP)
  - C) 血中脂質検査(LDL コレステロール, HDL コレステロール, 血清トリグリセリド, 総コレステロール)
  - D) 腎機能検査(尿素窒素, クレアチニン, 尿酸, eGFR)
  - E) 糖尿病検査(HbA1c)
- ⑥ 眼底検査(無散瞳カメラ・両眼)
  - ⑦ 腹部超音波検査(肝臓, 胆のう, 脾臓, 脾臓, 腎臓)

## 8. 診断技術

胸部レントゲン検査の読影については、経験豊富な専門医かつ複数医師によりダブルチェックを実施すること。

## 9. 実施要領

- (1) 健康診断は受注者の責任の下、安全等に配慮して行うこと。
- (2) QST が作成した名簿を基に受診票を作成し、受診票等、必要書類一式および各検査容器を個人ごとに封入して、健診実施日の 2 週間前までに提出すること。
- (3) 健康診断終了後4週間以内に遅滞なく以下を提出すること。

### ① 健康診断結果(データ媒体)

#### A) CSV 形式

QST 仕様の健康管理システムに対応すること。内容については受注者に別途通知する。テストデータを作成し、健診開始前までに QST 側で健康管理システムにデータ登録できることを確認すること。なお、CSV 形式に関する調整費用は受注者が負担すること。

#### B) Excel 形式

労働基準監督署提出用報告書作成の際、医師判定が確認できること。

### ② 報告書類

#### A) 健診結果報告書(健診結果を PDF および紙ベースで個人票)

利便性確保のため PDF 及び紙ベース両方により報告すること。  
※健診結果は経年表記にすること。

#### B) 配布用個人結果通知書(医師の判定区分を記載すること。)

#### C) 有所見別一覧表(労災 2 次報告書含む)

#### D) 検査結果報告

#### E) 労働基準監督署提出用結果報告書

※有所見者の人数及び医師の指示人数に該当する名簿を添付すること。

## 10. 支給・供与等

健康診断業務に必要な器具、資材等は全て受託者の責任と負担において準備し、健康診断に支障のないようにすること。健康診断に必要な施設、電力については QST が無償で供与する。

## 11. 検査

9. ②に定める報告書類の確認及び仕様書の定めるところに従って業務が実施されたとQSTが認めたときをもって検査合格とする。

## 12. 特記事項

- (1)定期健康診断結果(40歳以上の原子力健保被保険者・共済組合被保険者)特定健康診査のXML形式データの作成及び提出については、原子力健保、QSTと協議のうえ決定すること。
- (2)原子力健保が実施する、がん検診(大腸がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診、胃がんリスク検診、子宮頸がん検診(自己採取法HPV))及び37歳以下を対象とした生活習慣病検診は本契約と併せて実施すること。ただし、その費用については、受注者が原子力健保に請求すること。
- (3)QSTが提供した受診者名簿等の個人情報データについては、業務終了後、すみやかに処分すること。
- (4)受注者が作成した健康診断データについては、法令で定められた保管期間満了後、適切に処分すること。
- (5)個人情報の取扱いに当たって疑義が生じた場合等に行うQSTの確認又は調査について、誠実に対応すること。
- (6)代謝物検査に影響のないよう、飲食物摂取時間等を案内すること。
- (7)数量は、予定数であり、発注数量に増減が生じた場合でも異議を申立てないこと。
- (8)本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定することとする。

以上

## 令和8年度(上期) 健康診断実施項目及び予定数 別紙1

健康診断項目【上期】	予定数(単位:人)	備考
<b>定期健康診断(特定業務健康診断を兼ねる)</b>		
医師の診察・既往歴調査等	200	
身長・体重・BMI	185(15)	
腹囲測定	185(15)	
視力測定(片眼ずつ・5m)	200	
血圧測定	185(15)	
尿検査(蛋白・糖・潜血)	165(15)	
尿検査(蛋白・糖)	20	
聴力検査(オージオメータ)	200	
心電図検査	200	
胸部X線写真(直接撮影)	200	
血液一般検査(赤血球数, 血色素量, ヘマトクリット値, 白血球数, 血小板数)	185(15)	
肝機能検査(AST, ALT, $\gamma$ -GTP)	185(15)	
血中脂質検査(LDLコレステロール, HDLコレステロール, 血清トリグリセリド, 総コレステロール)	165(15)	
血中脂質検査(LDLコレステロール, HDLコレステロール, 血清トリグリセリド)	20	
糖尿病検査(HbA1c)	185(15)	
糖尿病検査(血糖)	200	
腎機能検査(尿素窒素, クレアチニン, 尿酸, eGFR)	180(15)	
眼底検査(無散瞳カメラ撮影・両眼)	180(15)	
腹部超音波検査	180(15)	
<b>特殊健康診断(重複する検査項目は定期健康診断等を代用する)</b>		
<b>電離放射線健康診断</b>		
診察・問診(被ばく歴、既往歴、自他覚症状の調査、白内障に関する眼の検査、皮膚の検査)	145	
血液検査(白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)	18	
血液検査(白血球百分率)	145	
<b>特定化学物質健康診断(有機溶剤、特化物の重複する検査項目は、一方の結果を代用する)</b>		
診察・問診(業務歴、既往歴、自他覚症状の調査、取扱物質に応じた診察)	60	
作業条件簡易調査	60	
尿検査(潜血)	0	
尿中代謝物(取扱物質に応じて)	1	
血液一般検査(赤血球系)	0	
血液一般検査(白血球数)	0	
血液一般検査(白血球分画)	0	
血液一般(血清インジウム, KL-6)	1	
血液一般検査(血中カドミウム)	2	
肝機能検査(AST, ALT, $\gamma$ -GTP)	0	
肝機能検査(ALP)	4	
肝機能検査(総ビリルビン)	4	
握力検査	2	
酸蝕歯科健診(1日)	56	
<b>有機溶剤健康診断(有機溶剤、特化物の重複する検査項目は、一方の結果を代用する)</b>		
診察・問診(業務歴、既往歴、自他覚症状の調査、取扱物質に応じた診察)	90	
作業条件簡易調査	90	
尿中代謝物(取扱物質に応じて)	40	
肝機能検査(AST, ALT, $\gamma$ -GTP)	0	
肝機能検査(ALP)	0	
肝機能検査(総ビリルビン)	3	
眼底検査(無散瞳カメラ撮影・両眼)	3	
<b>指導勧奨による健康診断</b>		
<b>情報機器作業健康診断(重複する検査項目は、一方の結果を代用する)</b>		
問診(業務歴・既往歴・自覚症状の有無の調査)	65	
視力測定(両眼・5m, 50cm)	20	
眼位	0	
筋骨格系に関する検査(上肢の運動機能、圧痛点等の検査)	0	
<b>レーザー機器業務(重複する検査項目は、一方の結果を代用する)</b>		
視力測定(片眼ずつ・5m, 50cm)	5	
前眼部検査(角膜、水晶体)	5	
眼底検査(無散瞳カメラ撮影・両眼)	5	
<b>生活習慣病検診(37才以下 重複する項目は定期健康診断を代用する)</b>		
身長・体重・BMI	0(15)	上期実施(上期受診できなかった方は下期受診)
腹囲測定	0(15)	上期実施(上期受診できなかった方は下期受診)
血圧測定	0(15)	上期実施(上期受診できなかった方は下期受診)
尿中(蛋白、尿糖、潜血)	0(15)	上期実施(上期受診できなかった方は下期受診)
血液一般検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、白血球数、血小板数)	0(15)	上期実施(上期受診できなかった方は下期受診)
肝機能検査(AST, ALT, $\gamma$ -GTP)	0(15)	上期実施(上期受診できなかった方は下期受診)
血中脂質検査(HDLコレステロール, LDLコレステロール, 血清トリグリセリド, 総コレステロール)	0(15)	上期実施(上期受診できなかった方は下期受診)
腎機能検査(尿素窒素、クレアチニン、尿酸、eGFR)	0(15)	上期実施(上期受診できなかった方は下期受診)
糖尿病検査(HbA1c)	0(15)	上期実施(上期受診できなかった方は下期受診)
眼底検査(無散瞳カメラ撮影・両眼)	0(15)	上期実施(上期受診できなかった方は下期受診)
腹部超音波検査	0(15)	上期実施(上期受診できなかった方は下期受診)

\*眼底検査、腹部超音波検査、動脈硬化検査等の実施時期は、機構と調整のうえ決定すること。

※( )は37歳以下の原子力健保被保険者の予定人数で、検診費用は原子力健保に別途請求するものとし、契約金額には含まない。

## 令和8年度(下期) 健康診断実施項目及び予定数 別紙2

健康診断項目【下期】	予定数(単位:人)	備考
<b>特定業務健康診断(重複する健診項目は一方を代用)</b>		
医師の診察・既往歴調査等	145	
身長・体重・BMI	145	
腹囲測定	145	
視力測定(片眼ずつ・5m)	145	
血圧測定	145	
尿検査(蛋白・糖)	145	
聴力検査(オージオメータ)	145	
心電図検査	145	
血液一般検査(赤血球数, 血色素量, ヘマトクリット値, 白血球数, 血小板数)	145	
肝機能検査(AST, ALT, $\gamma$ -GTP)	145	
血中脂質検査(中性脂肪, HDLコレステロール, LDLコレステロール)	145	
糖尿病検査(HbA1c)	145	
糖尿病検査(血糖)	145	
<b>特殊健康診断(重複する検査項目は一方の健診結果等を代用する)</b>		
<b>電離放射線健康診断</b>		
診察・問診(被ばく歴、既往歴、自他覚症状の調査、白内障に関する眼の検査、皮膚の検査)	145	
血液検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、白血球数)	18	
血液検査(白血球百分率)	145	
<b>特定化学物質健康診断(有機溶剤、特化物の重複する検査項目は、一方の結果を代用する)</b>		
診察・問診(業務歴、既往歴、自他覚症状の調査、取扱物質に応じた診察)	60	
作業条件簡易調査	60	
尿中蛋白	0	
尿中潜血	0	
尿中代謝物(取扱物質に応じて)	1	
血液一般検査(赤血球系)	0	
血液一般検査(白血球数)	0	
血液一般検査(白血球分画)	0	
血清インジウム、KL-6	1	
血中カドミウム	2	
肝機能検査(AST, ALT, $\gamma$ -GTP)	0	
肝機能検査(ALP)	4	
肝機能検査(総ビリルビン)	4	
握力検査	2	
酸蝕歯科健診(1日)	56	
<b>有機溶剤健康診断(有機溶剤、特化物の重複する検査項目は、一方の結果を代用する)</b>		
診察・問診(業務歴、既往歴、自他覚症状の調査、取扱物質に応じた診察)	90	
作業条件簡易調査	90	
尿中代謝物(取扱物質に応じて)	40	
肝機能検査(AST, ALT, $\gamma$ -GTP)	0	
肝機能検査(ALP)	0	
肝機能検査(総ビリルビン)	3	
眼底検査(無散瞳カメラ撮影・両眼)	3	

\*眼底検査、腹部超音波検査、動脈硬化検査等の実施時期は、機構と調整のうえ決定すること。

※( )は37歳以下の原子力健保被保険者の予定人数で、検診費用は原子力健保に別途請求するものとし、契約金額には含まない。

令和 8年度 (上期・下期)健康診断実施項目及び予定数 別紙3

健康診断項目	予定数(単位:人)
<b>雇入れ時健康診断</b>	
医師の診察・既往歴調査等	5
身長・体重・BMI	5
腹囲測定	5
視力測定(5m)	5
聴力検査(オージオメータ)	5
胸部X線写真(直接撮影)	5
血圧測定	5
血液一般検査(赤血球数、血色素量)	5
肝機能検査(AST、ALT、γ-GTP)	5
血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセリド)	5
糖尿病検査(HbA1c)	5
尿検査(蛋白・糖)	5
心電図検査	5